

事 務 連 絡  
令和 7 年 5 月 12 日

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬局総務課

### 電子処方箋の導入及び更なる活用について（協力依頼）

日頃より、厚生労働行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、皆様のご尽力のもと、電子処方箋の薬局における導入率が8割を超え、電子処方箋管理サービスへの調剤結果登録も順調に進んでおり、直近の薬剤情報が充足されつつあることと存じます。

電子処方箋システムの導入による薬剤情報の共有は、地域の医療機関・薬局間における情報共有をさらに促進させることにより、患者に最適な薬物療法を提供することに加え、患者自らが服薬等の医療情報を電子的に管理し、健康増進への活用にもつながるなど、多くのメリットが期待されます。また、電子処方箋を導入した医療機関・薬局において、令和6年度の重複投薬アラートが年間約3,600万件、併用禁忌アラートが約5.1万件それぞれ発生しており、処方・調剤にあたり重複投薬や併用禁忌のリスクの防止に繋がっています。患者の医療安全が確保されるよう、貴会会員で、導入がお済みでない薬局がございましたら、早急なご対応をお願いいたします。

電子処方箋の導入及び更なる活用のために、貴会会員の薬局に対して、改めて本件の周知及び協力依頼をしていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 電子処方箋の導入の際に利用できる補助金等について

電子処方箋の導入に当たって、医療情報化支援基金等による補助をご利用できます。令和7年度における補助事業の導入期限及び申請期限については下記のとおりとなっております。電子処方箋未導入の薬局におかれましては、電子処方箋の導入準備から導入まで期間を要する場合があることから、お早めにシステム事業者にご相談下さい。

また、医療情報化支援基金等の補助金の他、システムや関連設備の導入に際し中小企業投資促進税制などの制度もご利用可能ですので、ご活用ください。

- ① 電子処方箋管理サービスのみ導入（初期導入）する場合
  - ・ 導入期限：令和7年9月30日（火）
  - ・ 申請期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）
  
- ② 電子処方箋管理サービス（初期導入）＋新機能（リフィル処方箋等）を同時に導入する場合
  - ・ 導入期限：令和7年9月30日（火）
  - ・ 申請期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）
  - ※ リフィル処方箋等：リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋 ID 検索、調剤結果 ID 検索
  
- ③ 電子処方箋の新機能（リフィル処方箋等）を追加で導入する場合（すでに①の初期導入分の補助金が交付されており、新たに新機能（リフィル処方箋等）分の追加改修を行う場合）
  - ・ 申請期間：令和7年4月1日（火）から令和8年1月15日（木）
  - ※ 導入期限の設定はありませんが、申請期限までに導入を完了した上で申請が必要です。
  
- ④ 電子処方箋の新機能（院内処方機能）を追加で導入する場合（すでに①又は②の初期導入分の補助金が交付されており、新たに新機能（院内処方機能）分の追加改修を行う場合）
  - ・ 申請期間：令和7年7月以降から令和8年1月15日（木）
  - ※ 申請期間の開始時期については、決定次第、改めてお知らせいたします。
  - ※ 導入期限の設定はありませんが、申請期限までに導入を完了した上で申請が必要です。

補助金の詳細については、「医療機関等向け総合ポータルサイト」をご確認ください。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010040](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040)

## 2. 調剤結果登録及び重複投薬等チェックの実施について

医療 DX 推進体制整備加算の施設基準において、電子処方箋管理サービスに調剤結果登録を速やかに実施することとされました。電子処方箋を既に導入いただいている薬局におかれては、調剤結果登録について遺漏なきようお願い申し上げます。

また、電子処方箋システムによる重複投薬等チェックは、電子処方箋を取り込む際や引換番号から処方情報を薬局システムに取り込む際には、自動で実行されます。一方で、それ以外の紙の処方箋から入力した情報に対しては、任意のタイミングで実行できる重複投薬等チェックを利用します。

患者に対する不必要な調剤や併用禁忌による有害事象を事前に避けるためにも、重複投薬等チェックの実施をお願いいたします。

## 3. 電子処方箋システムの点検報告について

昨年 12 月に電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例などの報告があったことを踏まえ、現在システムの設定について点検及び厚生労働省への報告をご依頼しているところです。医療 DX 推進体制整備加算の算定にあたって、「電子処方箋システムにおける医薬品のマスタの設定等が、適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省が示すチェックリストを用いた点検が完了する必要がある。なお、点検が完了した保険医療機関は、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて示される方法により、その旨を報告すること。」と周知しているところです。4 月末時点で、電子処方箋の運用を開始している薬局の約 9 割が既に点検を終え、厚生労働省まで報告して頂いているところ、ご対応頂いた薬局におかれては感謝申し上げます。

電子処方箋を既に導入いただき、未だシステム点検が終了又は厚生労働省まで報告できていない薬局におかれては、システムベンダーに確認の上、早急なご対応をお願いいたします。

以上